

石垣市新型コロナショックからの回復プランに基づく 市外との往来に関するガイドライン

令和2年5月15日
石垣市

1. 趣旨

石垣市新型コロナショックからの回復プランに基づき、石垣市においては、5月11日から、観光客及び業務での移入者等の水際対策及び経過観察、市民の島外への移動自粛及び経過観察を徹底することにより、新たな感染者の早期発見とクラスター発生を抑止しながら市民生活を通常に戻していくこととしている。本ガイドラインは、市外との往来に関する行動目標や具体的な指針を提示することにより市民の活動及び市内事業者の業務等の一助とするものである。

基礎となる考え方は、下記のとおりである。

- 1 国が特定警戒都道府県と位置付けている地域等、感染が拡大している地域からの本市への移動を極力少なくする。
- 2 当該地域から業務等でやむを得ず本市へ移動してくる者については、本市在住の高齢者等の高リスク者との接触機会を極力少なくする。
- 3 万一本市へ移動してきた者の中に感染者がいた場合には、当該者の行動歴を迅速に把握することにより、濃厚接触者などの感染が疑われる者を特定し、市内での感染拡大を阻止する。
- 4 なお、特定警戒都道府県以外の本土都道府県、沖縄本島についても、往来による感染者移入のリスクはあるため、上記に準ずる対応を基本とするものの、そのリスクには濃淡があること、さらに、市民においても、市外からの移入者との接触機会の多寡等による感染リスクの濃淡があることから、それぞれの場合に応じて柔軟に対応を行っていく。

また、本ガイドラインは、新型コロナウイルスに関する今後の疫学的知見の蓄積や国内外における感染状況の変化等に応じ、必要な改定を行うこととする。

2. 行動目標

- ①本市が離島であることを踏まえ、感染者移入を水際で防止することが最も重要である。したがって、島外との人的交流を可能な限り抑制的なものとする。
- ②その上で、市外から観光や業務で移入した者の離島後の健康状態のフォローや、市外から帰島した市民の自宅待機及び経過観察等をマニュアルの下で実施する。
- ③なお、人的交流を完全には遮断できない以上、感染者発生はあり得るとの前提の下、この場合にあっても爆発的感染拡大（クラスター発生）の確実な阻止を目指し、可能な限りその行動歴の把握に努める。

3. 対象別の具体的指針

(1) 観光客（特性：行動歴が追いつらい）

- ①新型コロナウイルス感染症は、感染から平均5～6日で発症することや、発症の2日前から他者に感染させる可能性があること等を踏まえ、原則1週間以上の滞在者のみ受け入れる。これは、万が一観光客が発症した場合でも、2日前までの行動歴と濃厚接触者を特定し、市内における感染拡大防止を可能にするためである。
- ②やむを得ず、1週間未満の滞在者を受け入れる場合にあっては、宿泊施設等は、観光客が市外へ移動後3日間は、毎日の検温及び健康状態の観察を実施するよう要請し、3日後に発熱や体調不良などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がないかを電話等で確認する。これは、当該観光客が万一感染者であった場合、市内で観光中に濃厚接触した可能性がある者を迅速に特定し、市内における感染拡大防止を可能にするためである。

(2) 業務での移入者（特性：観光客よりは行動歴が追いやすい）

- ①業務のため、やむを得ず市外から移入する者については、マスクの着用、三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策を徹底した上で、業務に必要な最小限の期間のみの滞在とし、業務外の懇親会等を行うことは厳に慎む。
- ②また、市内に当該移入者の業務関係者がいる場合は、移入者が市外へ移動後3日間は、毎日の検温及び健康状態の観察を実施するよう要請し、3日後に発熱や体調不良など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がないかを電話等で確認する。これは、(1)②と同様の理由による。

(3) 市民（特性：観光客、業務での移入者よりは行動歴が追いやすいが、多数の重症化しやすい方と相対する職にあっては特に注意が必要）

- ①老人介護施設の職員等、業務上多数の重症化しやすい方と接する者は、当面の間、私的な理由による島外への移動は可能な限り自粛し、やむを得ず移動した場合には、帰島後2週間は、職場への出勤を控え毎日の検温及び健康状態の観察を行うとともに自宅待機を行うなど不要不急の外出を控える。
- ②その他の市民にあっては、当面の間、私的な理由による島外への移動は可能な限り自粛し、やむを得ず移動した場合には、帰島後1～2週間は自宅待機を行うなど不要不急の外出を控える。
- ③島外移動のない者であっても、発熱等の風邪症状がある者は1週間の行動自粛を行う。その中で、特に観光客など島外の方との接触歴がある者は、早期の新型コロナウイルス感染症相談外来への相談や検査の受診を行う。

以上

石垣市内外での往来指針【概要】

★前提として、石垣市内外在住全ての者において、市内におけるマスクの着用、三密の回避、手洗い、手指消毒等の基本的な感染予防策の徹底に常時努める。

【石垣市外在住の方】

	市外から市内への移動
観光客	<ul style="list-style-type: none"> 原則として1週間以上の滞在のみ可。 やむを得ず1週間未満の滞在を行う場合には、離島後3日間毎日の検温及び健康状態の観察を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 市内で滞在した宿泊施設等から、宿泊3日後に、発熱や体調不良等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を電話等で確認（万一、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、当該宿泊施設等は、濃厚接触した従業員を自宅待機とするなどの適切な対応を行う。）。
業務移入者	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な最小限の期間のみ滞在可。懇親会等、業務以外の接触は厳に慎む。 離島後3日間毎日の検温及び健康状態の観察を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 市内に業務関係者がいる場合は、移入者に対し、滞在3日後に、発熱や体調不良等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を電話等で確認（万一、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、当該業務関係者は、濃厚接触した者を自宅待機とするなどの適切な対応を行う。）。

【石垣市内在住の方】

	市内から市外への移動
重症化しやすい方と相対する職種（※）	<ul style="list-style-type: none"> 私的な理由による島外への移動は可能な限り自粛。 やむを得ず移動した場合には、帰島後2週間職場への出勤を控え、毎日の検温及び健康状態の観察を実施するとともに自宅待機を行うなど不要不急の外出を控える。
その他の市民	<ul style="list-style-type: none"> 私的な理由による島外への移動は可能な限り自粛。 やむを得ず移動した場合には、帰島後1～2週間は自宅待機を行うなど不要不急の外出を控える。 <ul style="list-style-type: none"> 島外移動のない場合であっても、風邪症状がある場合は1週間の行動自粛を実施。 <ul style="list-style-type: none"> その中で、特に観光客など島外の方との接触歴がある者は、早期の新型コロナウイルス感染症相談外来への相談や検査の受診を実施。

（※）老人介護施設職員 等